

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小田宿野

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成30年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、地域の農業者を中心に農地の流動化を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

集落営農を農事組合法人から株式会社へと発展させ、持続可能な集落営農体制を構築する。